

【2024年1月24日発行】

■ 人事労務マガジン／特集第217号 ■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省 X・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 X>

- 手順1 Xアカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 高年齢者の雇用に関するイベントの様子をアーカイブ配信中
高齢者が働きやすい職場づくりに興味のある企業の皆さま、ご覧ください
2. 「医学部等における労働法教育を考えるシンポジウム」を開催します
3. 2月17日開催「労働者協同組合設立オンラインセミナー」の参加者を募集中
4. 「財形貯蓄制度」のご紹介
給与天引きの貯蓄制度で従業員の財産形成を支援しましょう
5. 【再掲】高校・大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」をオンライン配信します
6. 【再掲】「労働契約等解説セミナー2023」動画公開のご案内
7. 【再掲】令和5年度「多様な正社員」制度導入支援セミナー（第2回）のご案内
8. 【再掲】「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」オンラインで配信しています

【トピック 1】高年齢者の雇用に関するイベントの様子をアーカイブ配信中
高年齢者が働きやすい職場づくりに興味のある企業の皆さま、ご覧ください

昨年 10 月の「高年齢者就業支援月間」に、厚生労働省が共催等を行った高年齢者の雇用に関するイベント(2023 年 10 月～11 月開催)の様子を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)のウェブサイトでアーカイブ配信中です。

基調講演や先進企業の事例発表など、高年齢者が働きやすい職場づくりの参考になる内容となっています。企業の経営者や人事労務担当者の皆さま、ぜひご覧ください。

【動画はこちら】

■高年齢者活躍企業フォーラム(高年齢者活躍企業コンテスト表彰式)

<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/forum.html>

■生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム

<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/symposium.html>

【お問い合わせ】

JEED 高齢者雇用推進・研究部 普及啓発課

TEL : 043-297-9527

【トピック 2】「医学部等における労働法教育を考えるシンポジウム」を開催します

このシンポジウムでは、医師・弁護士の講師や大学教員、医学生との意見交換などを行い、医師の働き方改革の趣旨等を医学生や若手医師に伝える意義、その効果的なやり方などについて考えていきます。【事前申し込み制・参加無料】

【概要】

日時 : 3 月 8 日(金)16:00~18:00(開場 : 15:30)

参加形式 : 対面、オンライン(Zoom ウェビナー)

会場 : KFC Hall & Rooms Room101・102

〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目 6 番 1 号 国際ファッションセンタービル

定員 : 会場 100 名 オンライン 500 名

申し込み :

下記 URL から申し込みページにアクセスの上、お申し込みください。

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/contents/symposium.html>

【トピック 3】2月17日開催「労働者協同組合設立オンラインセミナー」の参加者を募集中

「労働者協同組合」は労働者が出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事するという新しい法人制度です。キャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など、多様な事業分野で労働者協同組合を活用した新しい働き方が広がっています。

厚生労働省では、労働者協同組合の設立に関心がある方を対象とした今年度2回目の「労働者協同組合設立オンラインセミナー」を開催します。

第1部では、法人設立手続きに関する法令や設立の準備・手順についてご説明します。

また、第2部の設立相談・交流会では、労働者協同組合の設立支援経験者が皆さまの疑問にお答えします。

オンライン開催で全国から参加できますので、ぜひお申し込みください。【事前申し込み制・参加無料】

【開催概要】

内容：

[第1部]労働者協同組合設立の流れの解説（60分程度）

- ◆「労働者協同組合法の概要」
- ◆「労働者協同組合設立の手順・法人格取得の流れ」

※第1部のみのご参加も可能です。

[第2部]労働者協同組合の設立相談・交流会（40分程度）

※グループに分かれて、コーディネーターへ質問・相談ができます。

- ・日時：2月17日（土）14：00～16：00
- ・開催形式：オンライン（Zoom ミーティング）
- ・定員：第1部 500名、第2部 50名
- ・参加費：無料
- ・申し込み締め切り：2月13日（火）

【詳細・申し込みはこちら】

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_2nd

お問い合わせ：厚生労働省労働者協同組合法相談窓口

TEL：0120-237-297（フリーダイヤル、受付時間 平日 9:00～17:00）

【トピック 4】「財形貯蓄制度」のご紹介

給与天引きの貯蓄制度で従業員の財産形成を支援しましょう

事業主の皆さま、従業員の財産形成を支援して会社の魅力を高めるため、「財形貯蓄制度」を導入しませんか？

■財形貯蓄制度とは

毎月の給与からの天引きによる貯蓄を行う制度で、天引きのため、貯蓄が苦手な方でも安定した財産形成が期待できます。

目的を問わない「一般財形貯蓄」のほか、60歳以降の年金として支払いを受けることを目的とした「財形年金貯蓄」、持家取得または持家の増改築（リフォーム）等を目的とした「財形住宅貯蓄」もあります（財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄の契約は55歳未満の勤労者に限る）。

財形貯蓄制度の導入は、会社が多額の費用をかけずに福利厚生を充実させることができ、優秀な人材の確保につながります。従業員の財産形成をサポートすることで、従業員の生活の安定や勤労意欲の向上につながります。

会社として制度を導入するためのポイントや流れを記載した以下を参考に、ぜひ、導入をご検討ください。

【制度導入におけるポイント】

- ・財形貯蓄は、給与から天引きする仕組みのため、賃金控除協定を労使間で締結する必要があります。
- ・財形貯蓄の取扱機関は、銀行や労働金庫といった金融機関のほか、生命保険会社、損害保険会社、証券会社でも取り扱っているところがあります。

財形貯蓄制度の導入・実施に至るまでの流れは、下記の勤労者退職金共済機構のウェブサイトでご案内しています。

【制度導入までの流れ】

財形貯蓄制度導入までの流れ

<https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/save/flowchart.php>

【既に財形制度を導入している事業主の方へ】

以下のウェブサイトでは、社内での周知に利用できるリーフレットのひな形を公開しています。新年度の従業員研修などにお役立てください。

厚生労働省 勤労者財産形成促進制度（財形制度）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000105724.html>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 財形制度特設サイト

<https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>

■財形持家融資制度とは

財形貯蓄を1年以上利用し、50万円以上の残高を保有している勤労者は、残高の10倍（上限4,000万円）の範囲内で、住宅取得やリフォームのための資金の貸付けを受けられます。

「財形持家融資制度」の導入要件など詳細は、独立行政法人勤労者退職金共済機構のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/loan/index.php>

【お問い合わせ】

・財形貯蓄制度について

雇用環境・均等局 勤労者生活課 財形管理係

TEL：03-5253-1111（内線 5368）

・財形持家融資制度について

勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部

TEL：03-6731-2935

【再掲】

【トピック5】高校・大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」をオンライン配信します

昨年8月～10月に開催した「労働法の教え方セミナー」について、オンラインで動画を配信しています。

このセミナーは、高校や大学等の教職員の皆さまが、生徒や学生たちに労働法を教えられるよう、そのノウハウを分かりやすく解説したものです。

セミナーは「高校の教職員等向け」と「大学の教職員等向け」の2種類があります。

【テーマ】

- ・労働法を正しく理解する～労働法教育の必要性・トラブル事例～
- ・就職活動と労働法～生徒の明るい未来のために～
- ・労働法はどう生きる～アルバイト・インターン・就職活動・職業生活～ など

【配信期間】

2月29日まで

【配信サイトはこちら】

労働法教育に関する支援対策事業

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/index.html>

【再掲】

【トピック6】「労働契約等解説セミナー2023」動画公開のご案内
無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

労働契約に関する基本情報をはじめ、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、2022年7月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説したセミナー動画を公開しています。

学習・復習にぜひご活用ください。

- ・ 利用者編

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWjgEEnh6ZXx6azwITOPq7bR>

- ・ 労働者編

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj7_c2SJSHIj36vTib4k6x8

【テーマ】

- ・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ・無期転換ルール
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン

【詳細・お申し込みはこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局

ランゲート株式会社（委託先）

TEL：075-741-7862

【再掲】

【トピック7】令和5年度「多様な正社員」制度導入支援セミナー（第2回）のご案内

厚生労働省では、勤務地や職務内容、勤務時間などを限定した「多様な正社員」制度のポイント、実際に「多様な正社員」制度を導入されている企業の先進事例などを紹介するセミナーを開催します。

「多様な働き方」に関する概要のみでなく、「多様な働き方」をどのように取り入れているのか、取り組み事例を通じて各社の工夫を学ぶことができるセミナー内容となっています。

【セミナー概要】

■開催内容（予定）

1. 有識者による「多様な正社員」制度に関する基調講演
立正大学経済学部教授 戎野淑子氏
2. 「多様な正社員」制度を取り入れた企業による事例発表（2社）
 - ①富士通株式会社
 - ②株式会社コラボスタイル
3. 有識者、事例発表企業によるパネルディスカッション
 - ・学習院大学名誉教授 今野浩一郎氏
 - ・富士通株式会社
 - ・株式会社コラボスタイル
4. 関連情報のご紹介

■開催概要

日時：2月9日（金）10:00～12:30

場所：オンライン&対面（ハイブリッド形式）

※対面会場は東京大手町を予定

参加費：無料

【詳細・お申し込みはこちら】

「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業特設サイト

<https://tayounaseishainseido.com/>

【お問い合わせ】

厚生労働省「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業事務局

（委託先：PwC コンサルティング合同会社）

TEL：03-6257-0785

E-mail：jp_cons_tayounaseishain@pwc.com

【再掲】

【トピック8】「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」

オンラインで配信しています

厚生労働省では、不妊治療の実態や、企業が不妊治療と仕事との両立支援制度を導入・運用するための具体的なノウハウなどを解説する研修会をオンラインで配信しています。

これまでキャリアを積んできた女性社員が、不妊治療と仕事との両立に悩んで離職してしまうことは、企業にとって大きな損失となります。

女性管理職を育成し、増加させる取り組みを進めるためにも、不妊治療と仕事との両立支援は重要な課題です。

また、不妊治療は女性社員だけでなく、男性社員も対象になります。

講義は、産婦人科医、産業医、社会保険労務士、当事者を支援するNPO法人、行政といった専門分野の講師になります。

これから不妊治療と仕事との両立を支援する制度を導入しようとしている企業の皆さまはもちろん、すでに制度を導入し、より良い運用を検討している企業の皆さまにも参考にしていただける内容です。

人事労務担当者、産婦人科医、産業医、産業保健スタッフの皆さま、ぜひご視聴ください。

【事前申し込み制・視聴無料】

【詳細・視聴申し込みはこちら】

<https://www.funin-ryoritsu.jp/>

★バックナンバー

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

●編集：厚生労働省

●当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
